

平成17年第7回野洲市議会会議録

招集年月日

平成17年12月5日

招集 場所

野洲市役所議場

応招 議員

| | |
|------------|------------|
| 1 番 西本 俊吉 | 2 番 矢野 隆行 |
| 3 番 梶山 幾世 | 4 番 内田 聡史 |
| 5 番 奥村 治男 | 6 番 藤村 洋二 |
| 7 番 本田 章紘 | 8 番 三和 郁子 |
| 9 番 鈴木 市朗 | 10 番 田中 良隆 |
| 11 番 藤下 茂昭 | 12 番 中島 一雄 |
| 13 番 田中 孝嗣 | 14 番 中田 幸子 |
| 15 番 小島 進 | 16 番 川口 東洋 |
| 17 番 野並 享子 | 18 番 小菅 六雄 |
| 19 番 原田 薫 | 21 番 林 克 |
| 22 番 荒川 泰宏 | 23 番 河野 司 |
| 24 番 秦 眞治 | |

不応招議員

20 番 田中榮太郎

出席 議員

応招議員に同じ

欠席 議員

不応招議員に同じ

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

| | | | |
|-----------------------|--------|-----------------------|--------|
| 市 長 | 山崎甚右衛門 | 助 役 | 川尻 良治 |
| 収 入 役 | 阪口 和夫 | 教 育 長 | 大堀 義治 |
| 政策推進部長 | 山中 重樹 | 総 務 部 長 | 山中 清嗣 |
| 市民健康福祉部 部 長 | 竹澤 良子 | 都市建設部長 | 北口 守 |
| 環境経済部長 | 米澤 博 | 教 育 部 長 | 島村 平治 |
| 監 査 委 員 事 務 局 長 | 坂口 哲哉 | 政 策 推 進 部 次 長 | 東郷 達雄 |
| 総 務 部 次 長 | 前田 健司 | 総 務 部 次 長 | 田中 正二 |
| 市民健康福祉部 次 長 | 高田 一巳 | 教 育 部 次 長 | 高田 利江子 |
| 都 市 建 設 部 総括マネージャー | 堤 文男 | 環 境 経 済 部 総括マネージャー | 佐橋 市衛 |
| 広報秘書課長 | 富田 久和 | 総 務 課 長 | 竹内 睦夫 |

企画財政課長 中島 宗七

出席した事務局職員の氏名

事務局長 内堀 悟 事務局次長 井狩 重則
書記 川崎 和美 書記 赤坂 悦男

議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 議第 1 3 3 号から議第 1 9 4 号まで一括上程
(野洲市水防協議会条例の一部を改正する条例他 1 6 件)

市長提出議案

- 議第 1 3 3 号 野洲市水防協議会条例の一部を改正する条例
- 議第 1 3 4 号 野洲市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 議第 1 3 5 号 野洲市通学区域審議会条例等の一部を改正する条例
- 議第 1 3 6 号 野洲市使用料条例の一部を改正する条例
- 議第 1 3 7 号 野洲市立幼稚園条例の一部を改正する条例
- 議第 1 3 8 号 野洲市公共下水道使用料条例の一部を改正する条例
- 議第 1 3 9 号 野洲市農業集落排水処理施設使用料条例の一部を改正する条例
- 議第 1 4 0 号 野洲市都市公園条例の一部を改正する条例
- 議第 1 4 1 号 野洲市営住宅管理条例の一部を改正する条例
- 議第 1 4 2 号 野洲市水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 議第 1 4 3 号 平成 1 7 年度野洲市一般会計補正予算(第 5 号)
- 議第 1 4 4 号 平成 1 7 年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算(第 1 号)
- 議第 1 4 5 号 平成 1 7 年度野洲市老人保健事業特別会計補正予算(第 2 号)
- 議第 1 4 6 号 平成 1 7 年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算(第 2 号)

- 議第 1 4 7 号 平成 1 7 年度野洲市下水道事業特別会計補正予算(第 2 号)
- 議第 1 4 8 号 平成 1 7 年度野洲市野洲川農地開発事業特別会計補正予算
(第 1 号)
- 議第 1 4 9 号 平成 1 7 年度野洲市工業団地等整備事業特別会計補正予算
(第 1 号)
- 議第 1 5 0 号 平成 1 7 年度野洲市土地取得特別会計補正予算(第 1 号)
- 議第 1 5 1 号 平成 1 7 年度野洲市水道事業会計補正予算(第 2 号)
- 議第 1 5 2 号 工事請負契約について
- 議第 1 5 3 号 工事請負契約について
- 議第 1 5 4 号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて(コミ
ュニティセンターぎおう)
- 議第 1 5 5 号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて(コミ
ュニティセンターしのはら)
- 議第 1 5 6 号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて(コミ
ュニティセンターみかみ)
- 議第 1 5 7 号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて(コミ
ュニティセンターきたの)
- 議第 1 5 8 号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて(コミ
ュニティセンターやす)
- 議第 1 5 9 号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて(中主
ふれあいセンター)
- 議第 1 6 0 号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて(野洲
市ふれあい共同作業所)
- 議第 1 6 1 号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて(中主
こどもの家ほか)
- 議第 1 6 2 号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて(中主
デイサービスセンターほか)
- 議第 1 6 3 号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて(野洲
市老人福祉センター)
- 議第 1 6 4 号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて(比江

- 老人憩の家)
- 議第165号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて(木部老人憩の家)
- 議第166号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて(井口老人憩の家)
- 議第167号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて(吉川老人憩の家)
- 議第168号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて(西河原老人憩の家)
- 議第169号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて(野田老人憩の家)
- 議第170号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて(安治老人憩の家)
- 議第171号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて(比留田老人憩の家)
- 議第172号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて(六条老人憩の家)
- 議第173号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて(八夫老人憩の家)
- 議第174号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて(北比江老人憩の家)
- 議第175号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて(北比江集会所)
- 議第176号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて(野洲市野洲川河川公園)
- 議第177号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて(野洲市三上集楽センター)
- 議第178号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて(北比江農機具保管庫ほか)
- 議第179号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて(菖蒲

漁港ほか)

- 議第 1 8 0 号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて(野洲市大型共同作業所)
- 議第 1 8 1 号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて(野洲市シルバーワークプラザ中主ほか)
- 議第 1 8 2 号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて(野洲市中央公民館ほか)
- 議第 1 8 3 号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて(野洲文化ホールほか)
- 議第 1 8 4 号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて(野洲市総合体育館)
- 議第 1 8 5 号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて(野洲市中主 B & G 海洋センター)
- 議第 1 8 6 号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて(野洲市市民グラウンド)
- 議第 1 8 7 号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて(野洲市体育センター)
- 議第 1 8 8 号 字の区域及び名称の変更について
- 議第 1 8 9 号 公の施設の区域外設置に関する協議につき議決を求めることについて
- 議第 1 9 0 号 大津湖南地域広域市町村圏協議会を設ける普通地方公共団体の数の減少及び大津湖南地域広域市町村圏協議会規約の一部変更に関する協議について
- 議第 1 9 1 号 滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
- 議第 1 9 2 号 滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
- 議第 1 9 3 号 滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更につ

いて

議第 194 号 滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方
公共団体の数の減少及び滋賀県市町村議会議員公務災害補
償等組合同規約の変更について

開議 午前 9 時 00 分

議事の経過

(開会)

議長(荒川泰宏君) (午前9時00分) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は23名であります。定足数に達しておりますので、平成17年第7回野洲市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程に先立ち、諸般の報告をいたします。

出席議員23名、欠席議員1名、欠席議員は第20番 田中榮太郎君であります。

次に、本日の議事日程はお手元に配付いたしました議事日程表のとおりであります。

次に、本定例会に説明員として出席通知のあった者の職氏名は、配付いたしております文書のとおりでありますのでご了承願います。

これより日程に入ります。

(日程第1)

議長(荒川泰宏君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、第3番 梶山幾世君、第4番 内田聡史君を指名いたします。

(日程第2)

議長(荒川泰宏君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月22日までの18日間にいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(荒川泰宏君) ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月22日までの18日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、配付しております会期予定表のとおりでありますのでご了承願います。

(日程第 3)

議長 (荒川泰宏君) 日程第 3、議第 1 3 3 号から議第 1 9 4 号まで、野洲市水防協議会条例の一部を改正する条例他 6 1 件を一括議題といたします。

事務局に議件を朗読させます。

事務局長 (内堀 悟君) おはようございます。それでは、議件を朗読いたします。

議第 1 3 3 号野洲市水防協議会条例の一部を改正する条例、議第 1 3 4 号野洲市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、議第 1 3 5 号野洲市通学区域審議会条例等の一部を改正する条例、議第 1 3 6 号野洲市使用料条例の一部を改正する条例、議第 1 3 7 号野洲市立幼稚園条例の一部を改正する条例、議第 1 3 8 号野洲市公共下水道使用料条例の一部を改正する条例、議第 1 3 9 号野洲市農業集落排水処理施設使用料条例の一部を改正する条例、議第 1 4 0 号野洲市都市公園条例の一部を改正する条例、議第 1 4 1 号野洲市営住宅管理条例の一部を改正する条例、議第 1 4 2 号野洲市水道事業給水条例の一部を改正する条例、議第 1 4 3 号平成 1 7 年度野洲市一般会計補正予算 (第 5 号) 議第 1 4 4 号平成 1 7 年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号) 議第 1 4 5 号平成 1 7 年度野洲市老人保健事業特別会計補正予算 (第 2 号) 議第 1 4 6 号平成 1 7 年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号) 議第 1 4 7 号平成 1 7 年度野洲市下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号) 議第 1 4 8 号平成 1 7 年度野洲市野洲川農地開発事業特別会計補正予算 (第 1 号) 議第 1 4 9 号平成 1 7 年度野洲市工業団地等整備事業特別会計補正予算 (第 1 号) 議第 1 5 0 号平成 1 7 年度野洲市土地取得特別会計補正予算 (第 1 号) 議第 1 5 1 号平成 1 7 年度野洲市水道事業会計補正予算 (第 2 号) 議第 1 5 2 号 工事請負契約について (コミュニティセンターなかさと建築工事) 議第 1 5 3 号工事請負契約について (市営住宅新上屋団地第 4 期建設工事) 議第 1 5 4 号指定管理者の指定につき議決を求めることについて (コミュニティセンターぎおう) 議第 1 5 5 号指定管理者の指定につき議決を求めることについて (コミュニティセンターしのはら) 議第 1 5 6 号指定管理者の指定につき議決を求めることについて (コミュニティセンターみかみ) 議第 1 5 7 号指定管理者の指定につき議決を求めることについて (コミュニティセンターきたの) 議第 1 5 8 号指定管理者の指定につき議決を求めることについて (コミュニティセンターやす) 議第 1 5 9 号指定管理者の指定につき議決を求めることに

ついて(中主ふれあいセンター) 議第160号指定管理者の指定につき議決を求めること
について(野洲市ふれあい共同作業所) 議第161号指定管理者の指定につき議決を求め
ることについて(中主こどもの家ほか) 議第162号指定管理者の指定につき議決を求め
ることについて(中主デイサービスセンターほか) 議第163号指定管理者の指定につき
議決を求めることについて(野洲市老人福祉センター) 議第164号指定管理者の指定に
つき議決を求めることについて(比江老人憩の家) 議第165号指定管理者の指定につき
議決を求めることについて(木部老人憩の家) 議第166号指定管理者の指定につき議決
を求めることについて(井口老人憩の家) 議第167号指定管理者の指定につき議決を求
めることについて(吉川老人憩の家) 議第168号指定管理者の指定につき議決を求め
ることについて(西河原老人憩の家) 議第169号指定管理者の指定につき議決を求め
ることについて(野田老人憩の家) 議第170号指定管理者の指定につき議決を求めること
について(安治老人憩の家) 議第171号指定管理者の指定につき議決を求めることにつ
いて(比留田老人憩の家) 議第172号指定管理者の指定につき議決を求めることにつ
いて(六条老人憩の家) 議第173号指定管理者の指定につき議決を求めることにつ
いて(八夫老人憩の家) 議第174号指定管理者の指定につき議決を求めることにつ
いて(北比江老人憩の家) 議第175号指定管理者の指定につき議決を求めることにつ
いて(北比江集会所) 議第176号指定管理者の指定につき議決を求めることにつ
いて(野洲市野洲川河川公園) 議第177号指定管理者の指定につき議決を求めることにつ
いて(野洲市三上集楽センター) 議第178号指定管理者の指定につき議決を求めることにつ
いて(北比江農機具保管庫ほか) 議第179号指定管理者の指定につき議決を求めることにつ
いて(菖蒲漁港ほか) 議第180号指定管理者の指定につき議決を求めることにつ
いて(野洲市大型共同作業所) 議第181号指定管理者の指定につき議決を求めることにつ
いて(野洲市シルバークプラザ中主ほか) 議第182号指定管理者の指定につき議決を求め
ることについて(野洲市中央公民館ほか) 議第183号指定管理者の指定につき議決を求め
ることについて(野洲文化ホールほか) 議第184号指定管理者の指定につき議決を求め
ることについて(野洲市総合体育館) 議第185号指定管理者の指定につき議決を求め
ることについて(野洲市中主B & G海洋センター) 議第186号指定管理者の指定につき議決を求
めることについて(野洲市市民グラウンド) 議第187号指定管理者の指定につき議決を
求めることについて(野洲市体育センター) 議第188号字の区域及び名称の変更につ
いて、議第189号公の施設の区域外設置に関する協議につき議決を求めることについて、

議第 190 号大津湖南地域広域市町村圏協議会を設ける普通地方公共団体の数の減少及び大津湖南地域広域市町村圏協議会規約の一部変更に関する協議について、議第 191 号滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、議第 192 号滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、議第 193 号滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、議第 194 号滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について。

以上でございます。

議長（荒川泰宏君） 議件の朗読が終わりましたので、市長の提案理由の説明を求めます。

市長。

市長（山崎甚右衛門君） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに平成 17 年第 7 回の野洲市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には多数ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本定例会におきましては、議決案件といたしまして条例の一部改正 10 議案、平成 17 年度補正予算 9 議案、工事請負契約 2 議案、指定管理者の指定 3 4 議案、その他 7 議案の合計 62 議案につきましてご審議をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、議案ごとに説明を申し上げます。

まず議第 133 号野洲市水防協議会条例の一部を改正する条例につきましてご説明を申し上げます。このことについては、上位法に当たる水防法の一部改正が本年 7 月 1 日に施行されたことに伴い、水防協議会に関する規定が第 26 条から第 33 条へ条文変更となったため、野洲市水防協議会条例についても一部改正をする必要が生じたもので改正をするものでございまして、本条例につきましては公布の日から施行して平成 17 年 7 月 1 日から適用をするものでございます。

次に、議第 134 号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明を申し上げます。平成 15 年度から学校保健法の改正により、小中学校、児童・生徒に係る結核健康診断の方法が改正され、市教育委員会に

において結核対策委員会を設置することとなりました。この委員会の業務は専門性が高く、医師等を委員として委嘱しておりますが、その報酬額が野洲市特別職の職員で非常勤のものとの報酬及び費用弁償に関する条例第2条の別表に定められていませんでしたので、追加改正するものでございます。また、地縁による自治組織の名称及び当該代表者の名称については、各自治組織にゆだねておりましたが、自治連合会において区・区長から自治会・自治会長と称することが確認され、各自治会組織においても規約等の変更をされたことから、名称を変更するものでございまして、この条例につきましては公布の日から施行するものでございます。

次に、議第135号、野洲市通学区域審議会条例等の一部を改正する条例について説明を申し上げます。今回の改正は、今日まで市議会議員の参画を規定していた野洲市における附属機関等の委員について、議会と執行機関とが牽制しながら均衡のとれた円滑な行政運営を確保しようとする地方自治制度の趣旨を踏まえまして、参画の見直しを行ったものでございます。本条例はこれらの規定を条例で定めております野洲市通学区域審議会条例、野洲市同和対策審議会条例、野洲市住居表示審議会条例をあわせて、それぞれ改正しようとするものでございます。なお、野洲市通学区域審議会条例については、先ほどの議第134号野洲市特別職の職員で非常勤のものとの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例と同様、区長から自治会長への名称変更の改正もあわせて行っております。この条例につきましては、公布の日から施行しようとするものでございます。

次に、議第136号野洲市使用料条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。本条例は野洲市市営住宅和田団地が平成17年10月28日に竣工したことにより、その敷地内に入居者用の駐車場を設置しましたので、その使用料を定めるものであります。内容といたしましては、条例第3条第1項第21号に定める別表第18について、野洲市市営住宅管理条例に定める駐車場1区画当たり月額3,000円に改めるものです。今回、市営住宅駐車場の使用料について、各団地の駐車場ごとに分けて定めていたものを、一つの表にまとめたものでございます。この条例につきましても、公布の日から施行しようとするものでございます。

次に、議第137号野洲市立幼稚園条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。今回の改正は、現在中主幼稚園においてのみ実施しているいわゆる預かり保育について、平成18年度から三上幼稚園においても実施することから、中主幼稚園のみの規定を幼稚園と改め、地域の実情及び必要性に応じて預かり保育を市内のどの幼稚園において

も展開できるようにしようとするものでございます。また、保護者の病気等その他の理由で緊急の預かりが必要な場合の預かり保育料について、保護者負担の軽減を図ることを目的として定めているただし書きの規定を、常態的に利用する保護者があるため、この規定中に保護者の病気等により緊急に保育が必要となった場合という条項を加え、その趣旨を明確にし、本来の目的に合致した条文に改正しようとするものでございまして、この条例については18年4月1日から施行しようとするものでございます。

次に、議第138号野洲市公共下水道使用料条例の一部を改正する条例、並びに議第139号野洲市農業集落排水処理施設使用料条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。本条例は合併協議の方針を受けると共に、経営計画の見直しを行い、健全な下水道会計に資するため、平成18年4月1日より料金の一元化及び料金改定を行うものでございます。

次に、議第140号野洲市都市公園条例に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明を申し上げます。今般都市公園法の一部が改正され、略式代執行により除却した工作物の保管、返還をするため、公示、売却した代金の保管にかかる手続の規定等が整備されたことに伴い、野洲市都市公園条例について、法において条例で定めることとされた公示、売却、返還の手続に係る事項について、所要の改正を行うものでございます。なお、本条例につきましても、公布の日から施行しようとするものでございます。

議第141号野洲市営住宅管理条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明を申し上げます。本条例は野洲市市営住宅和田団地が平成17年10月28日に竣工したことにより、その敷地内に入居者の駐車場を設置したもので、駐車場の名称及び位置に和田団地駐車場を加えるものでございます。なお、本条例につきましてもは公布の日から施行しようとするものでございます。

次に、議第142号野洲市水道事業給水条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。本条例案件は、合併協議会の調整方針で水道料金は合併後平成18年度を迎えるまでの間に料金統一の基本方針を定め、新料金を設定するとされており、これを受けて新市としての経営計画の策定を行い、今後の円滑な水道事業運営を図るため、平成18年4月1日から料金の一元化及び料金改定を行おうとするものでございます。

次に、議第143号から議第151号までの平成17年度野洲市一般会計補正予算及び特別会計補正予算についてご説明を申し上げます。

今回の補正予算は、予算編成後の諸事情の変化や国、県補助金の内示に伴いまして、早

急に実施すべき事務事業につきまして、所要の措置を講じようとするものでございます。別冊の平成17年度野洲市補正予算関係議案をご覧いただきたいと思っております。

まず、1ページをお願いいたします。議第143号平成17年度野洲市一般会計補正予算(第5号)について説明を申し上げます。歳入歳出予算の総額に4億4,103万9,000円を追加し、予算の総額を196億1,585万1,000円とするものであります。

次に、地方債の追加及び変更につきましては、10ページ、「第2表 地方債補正」をご覧下さい。市債の限度額を変更し、追加では新たに土地区画整理事業債を発行するものであります。

主な歳出につきましては、人件費では先の臨時議会において改正されました給与条例等に基づきまして、職員の給与等の改定、また人事異動によります精査を行ったものであります。総務費では、野洲高等学校の全国高校サッカー選手権大会参加費用への助成、またコミュニティー活動推進事業では自治会への各種補助金の追加や精査を行っております。民生費では、障害者自立支援法施行の準備経費、老人保健事業特別会計及び介護保険事業特別会計への繰入金等を増額いたしております。商工費では、工業振興助成と工業団地等整備事業特別会計への貸付金等を増額いたしております。土木費では、新川橋改修工事土地区画整理推進事業費助成金、公営住宅建設事業費等を増額いたしております。公債費では、借入金の一部を繰り上げ償還するための増額をいたしております。

次に、主な歳入につきましては、国庫支出金で保険基盤安定負担金、公営住宅建設補助金等を増額いたしております。繰入金では、公共施設等整備基金繰入金及び市営住宅建設整備基金繰入金からの繰入金を減額いたしております。

続きまして、特別会計補正予算についてご説明を申し上げます。

117ページでございますが、議第144号平成17年度野洲市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)につきましては、歳入歳出予算の総額に2,810万9,000円を追加し、予算の総額を33億4,253万5,000円とするものであります。主な歳出につきましては、退職被保険者高額療養費給付金等の増額であり、歳入につきましては国庫負担金、繰入金等で調整をいたしております。

次に、141ページをご覧下さい。議第145号平成17年度野洲市老人保健事業特別会計補正予算(第2号)につきましては、歳入歳出予算の総額に2億2,659万8,000円を追加し、予算の総額を33億369万1,000円とするものであります。歳出

につきましては、医療費給付費等の増額であり、歳入につきましては支払基金交付金、国庫支出金等で調整をいたしております。

次に、157ページ、議第146号平成17年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出予算の総額に、1億1,167万4,000円を追加し、予算の総額を23億4,852万6,000円とするものであります。主な歳出につきましては、居宅介護サービス給付費、高額介護サービス費等の増額であり、歳入につきましては国庫支出金、支払基金交付金等で調整をいたしております。

次に、185ページをお願いいたします。議第147号平成17年度野洲市下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出予算の総額に110万8,000円を追加し、予算の総額を23億6,659万4,000円とするものであります。

次に、地方債の変更につきましては、190ページですが、「第2表 地方債補正」をご覧ください。公共下水道事業債及び資本費平準化債の精査により、それぞれの限度額を変更するものであります。主な歳出につきましては、公共下水道管渠築造事業費で国庫補助事業費の減額に伴いまして、工事請負費等を減額しております。歳入につきましては国庫支出金、諸収入、市債等で調整をいたしております。

次に、213ページ、議第148号平成17年度野洲市野洲川農地開発事業特別会計補正予算（第1号）については、歳入歳出予算の総額に30万4,000円を追加し、予算の総額を2,036万5,000円とするものでございます。歳出につきましては、野洲川農地開発事業費を増額し、歳入につきましては基金繰入金で調整しております。

次に、229ページをお願いいたします。議第149号平成17年度野洲市工業団地等整備事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出予算の総額に15億2,203万3,000円を追加し、予算の総額を20億7,489万8,000円とするものであります。

次に、地方債の変更につきましては、234ページ、「第2表 地方債補正」をご覧ください。地域開発事業借りがえ債の限度額を20億4,780万円に変更するものであり、今年度の財産貸付収入及び売払収入が見込めないことから、平成15年度、平成16年度借入金を平成18年度まで借り換えするものであります。

次に、247ページ、議第150号平成17年度野洲市土地取得特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出予算の総額に214万7,000円を減額し、予算の総額を5,202万7,000円とするものであります。歳出では、借入金の利子の確定に

より公共用地先行取得長期債利子を減額し、歳入につきましては財産収入で調整しております。

次に、263ページ、議第151号平成17年度野洲市水道事業会計補正予算(第2号)につきまして説明を申し上げます。歳出につきましては、三上4号井戸用地の購入費、水源施設修繕のための修繕費等の増額をするものでございます。第2条では収益的支出について、水道事業費用の予定額を700万4,000円減額し、水道事業費用合計を8億8,790万1,000円とするものであります。次に、第3条では資本的支出について、263万1,000円を追加し、資本的支出合計を2億5,389万円とするものであります。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億7,995万6,000円につきましては、当年度、過年度分損益勘定留保資金並びに消費税等資本的収支調整額及び建設改良積立金で補てんするものでございます。

次に、議第152号工事請負契約についてご説明申し上げます。市民と行政が協働してまちづくりを進めるため、市民活動及びコミュニティー活動の拠点となるコミュニティセンターの整備を進めており、今回中里学区に整備するコミュニティセンターなかさとの建築工事につきましては、去る11月15日執行いたしました入札の結果、請負金額2億7,247万5,000円で、請負人を株式会社堀光、代表取締役、堀井勝と定め、請負契約をするため、地方自治法第96条第1項第5号及び野洲市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。建築規模は鉄骨造り2階建てでございまして、延べ床面積は1,200平方メートルでございます。また、今回議会の議決を求める建築工事の他に、同工事の機械設備工事については、請負金額5,139万7,500円で株式会社山本管工と、同じく電気設備工事については、請負金額7,350万円で大橋電設株式会社とそれぞれ請負契約を締結したことについて、あわせてご報告を申し上げておきます。

次に、議第153号工事請負契約について説明を申し上げます。市営住宅新上屋団地第4期建設工事の請負契約につきましては、去る11月15日に執行いたしました入札の結果、請負金額2億6,743万5,000円で、請負人を名栗建設株式会社、代表取締役、福浦勝好と定め、請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び野洲市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。建築規模は中層耐火構造、壁式プレキャスト鉄筋コンクリートづくり4階建てで、16戸でございます。延べ床面積は1,150.64平

方メートルであります。また、今回の議会の議決を求める建築主体工事の他に、同工事の電気設備工事については、請負金額 2,373 万円で株式会社橋詰電気工業所と、また同じく機械設備工事については請負金額 3,465 万円で株式会社丸林設備とそれぞれ請負契約を締結したことについてご報告申し上げます。

次に、議第 154 号から議第 187 号までの指定管理者の指定につき議決を求めることについてご説明を申し上げますと、平成 15 年 9 月に施行された地方自治法の改正により、公の施設の管理について、従来の管理委託制度が廃止され、指定管理者制度の導入が図られました。これを受け、先の 6 月議会で公の施設の指定管理者制度への移行、導入を行うための手続条例及び手続規則を制定し、9 月議会では個々の市立施設について、来年度当初から指定管理者に管理を委ねるための条例改正についてお認めをいただいたところでございます。

今回、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づきまして、各部が所管する公の施設の指定管理者を指定することについて、議会の議決を求めるものでございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

次に、議第 188 号字の区域及び名称の変更についてご説明を申し上げます。名嶋地区補助ほ場整備事業共同施行による名嶋地区ほ場整備事業は、中型の農業機械に見合う区画形状及び用排水路の整備と農地の集団化を行うことにより、低コスト化農業を目指すため、事業面積を 6.3 ヘクタールとして、平成 16 年度末に工事完成したものでございまして、当事業の結果、字の区域及び名称の変更が生じたため、地方自治法第 260 条第 1 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。なお、当事業の換地処分は平成 18 年 3 月の予定でございます。

次に、議第 189 号公の施設の区域外設置に関する協議につき議決を求めることについて説明を申し上げます。このことは、滋賀県が県営田園空間整備事業により整備を進めている野洲川歴史公園田園空間センターを、県から野洲市が譲与を受けることについて、整備区域の一部が守山市区域内にあることから、地方自治法第 244 条の 3 第 1 項の規定により、守山市と協議するにあたり、同条第 3 項の規定により議会の議決を求めるものであります。設置場所につきましては、野洲市堤及び守山市服部町地先であり、敷地面積は約 1 万 8,000 平方メートル、そのうち約 400 平方メートルが守山市の服部町に位置するものであります。またこの経費の負担でございますが、維持管理に必要とする経費については、野洲市と守山市がそれぞれ折半で持つことになっております。

議第 190 条 大津湖南地域広域市町村圏協議会を設ける普通地方公共団体の数の減少及び大津湖南地域広域市町村圏協議会規約の一部変更に関する協議について、ご説明を申し上げます。平成 18 年 3 月 20 日をもって、志賀町が廃止され、その区域が大津市に編入されるにあたり、同日から大津湖南地域広域市町村圏協議会を設ける普通地方公共団体から志賀町を脱退させると共に、規約の一部を変更するため、関係市町が協議することにつき、地方自治法第 252 条の 6 の規定により議会の議決を求めるものでございます。なお、この規約は平成 18 年 3 月 20 日から施行するものでございます。

次に、議第 191 号 滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更につきまして、ご説明を申し上げます。本件につきましては、滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合を構成する蒲生町及び能登川町が、廃置分合により平成 17 年 12 月 31 日をもって同組合を脱退されることから、組合を組織する地方公共団体の数の減少及びこれに伴う組合規約を別紙のとおり改正するため、関係市町が協議することについて、地方自治法第 290 条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。なお、この規約は平成 18 年 1 月 1 日から施行するものであります。

次に、議第 192 号 滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてを、ご説明を申し上げます。本件につきましては、滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合を構成する浅井町及びびわ町が、廃置分合により平成 18 年 2 月 12 日をもって組合を脱退されることから、組合を組織する地方公共団体の数の減少及びこれに伴う組合規約を別紙のとおり改正するため、関係市町が協議することについて、地方自治法第 290 条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。なお、この規約は平成 18 年 2 月 13 日から施行するものであります。

次に、議第 193 号 滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更につきまして、ご説明申し上げます。本件につきましては、滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合を構成する秦荘町及び愛知川町が、廃置分合により平成 18 年 2 月 13 日から愛荘町が設置されることに伴い、組合規約を別紙のとおり改正するため、関係市町が協議することについて、市町村の合併の特例に関する法律第 9 条の 2 第 2 項の規定により準用する地方自治法第 290 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。なお、この規約は平成 18 年 2 月 13 日から施行するものでございます。

次に、最後ですが、議第194号滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、説明を申し上げます。本件につきましては、滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合を構成する志賀町が、廃置分合により平成18年3月19日をもって同組合を脱退されることから、組合を組織する地方公共団体の数の減少及びこれに伴う組合規約を別紙のとおり改正するため、関係市町が協議することについて、地方自治法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。なお、この規約は平成18年3月20日から施行するものであります。

以上、今定例会に提案をいたしました案件の説明とさせていただきます。何とぞよろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（荒川泰宏君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。

議案調査のため、明12月6日から12月11日の6日間は休会といたしたいと思いません。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（荒川泰宏君） ご異議なしと認めます。よって、明12月6日から12月11日の6日間は休会することに決定いたしました。

なお、念のため申し上げます。来る12月12日は、午前9時から本会議を再開し、議案審議を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。（午前9時46分 散会）

野洲市議会会議規則第120条の規定により下記に署名する。

平成17年12月5日

野洲市議会議長 荒川泰宏

署名議員 梶山幾世

署名議員 内田聡史